

2021年8月16日

各位

野原ホールディングス株式会社

## 新型コロナウイルス感染症 「まん延防止等重点措置」適用地域の拡大等への弊グループの基本方針および グループ社員の感染について

政府は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」を2021年8月8日より、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、愛知県、滋賀県、熊本県に追加適用しています。

これを受け、弊社をはじめとする野原グループは、2021年8月10日より下記の方針を基本に在宅勤務等を活用し、感染拡大防止により一層努めております。

なお、弊社グループ会社の野原産業エンジニアリング株式会社 大阪支店に勤務する従業員1名が、新型コロナウイルスに感染していることが8月9日に判明いたしました。感染者は比較的軽症ですが、保健所の指示により念のため入院療養中であり、弊グループでは下記の通り対応しています。

関係者の皆さまにはご心配・ご迷惑をおかけしますが、従業員およびお取引先の皆さまの安全を確保するため、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 基本方針

(1) 「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」の地域は、次の通り、全て同じ対応とする。

- (a) 感染防止の基本事項の継続的な励行(従業員およびその家族、お取引先をはじめとするステークホルダーの安全に配慮した感染予防対策)
- ・ 感染リスクが高まる「5つの場面」など「三つの密」の回避(公私ともに外出を控える)
  - ・ 手洗い、うがい、マスクの着用
  - ・ 不要不急の外出自粛
- ※上記は、ワクチンを2回接種した社員も同様とする。
- ・ ワクチンの早期接種

- (b) 「緊急事態宣言」の対象地域(沖縄県、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府)、「まん延防止等重点措置」の適用地域(北海道、石川県、京都府、兵庫県、福岡県、福島、茨城、栃木、群馬、静岡、愛知、滋賀、熊本)を拠点とする組織または当該地域に居住する社員
- ・ 出社勤務比率の上限に関わらず、在宅勤務を実施
  - ・ やむを得ず出社する際は時差出勤とし、混雑を避ける

#### (2) 対象期間

「緊急事態宣言」が解除されるまでの期間、「まん延防止等重点措置」適用期間

#### (3) その他

- ・ 野原グループ各事業会社およびカンパニーは、各々のBCP(事業継続計画)に従い事業活動を進めます。詳細は、各事業会社またはサービスのウェブサイトをご参照願います。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大を巡る状況は刻々と変わることが予想されるため、政府の方針や行動計画にもとづき、上記対応内容を変更する場合がございます。

#### 2. 感染者発生に関する対応等

- ・ 当該感染者に当面の出勤停止と自宅療養を指示
  - ・ 当該拠点の各社責任者に所管社員の、在宅勤務、検温などの健康チェックの励行依頼
- ※8月6日以降は3連休のため、職場スペースの外注業者による消毒作業等は不要と判断いたしました。

なお、当該感染者及び本件の経過など今後も状況が変わる場合には、すみやかに情報を開示して参ります。

以上

【本件に関する問い合わせ先】

野原ホールディングス株式会社 総務部 TEL : 03-3357-2231